

宮古島市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画
策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

1. 目 的

宮古島市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務を委託するにあたり、今後の本市における高齢者福祉及び高齢者介護のあり方について、明確な方向性を示し、実現可能な事業計画の策定を目指していることから、高齢者を取り巻く現状及び課題、ニーズを的確に捉え、本市との密接な連携の下、適切な業務支援を行うことの出来る委託業者を公平に選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務名

宮古島市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務

3. 委託業務内容

別紙「宮古島市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり。

4. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 カ年業務）

5. 委託契約上限額

8,151,000 円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

（内訳）令和 7 年度：3,641,000 円

令和 8 年度：4,510,000 円

6. 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- （1）沖縄県内に事業所本社又は、支店（営業所）の事務所を置き、かつ、当該事務所の正規社員が常駐していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）等に基づく更正又は再生手続きを行っていない者。
- （4）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立てを行っていない者。
- （5）過去に地方公共団体が発注する同様の計画策定業務の実績、及び当該業務を誠実に履行できる者。

- (6) 宮古島市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及び同条第1項第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 上記に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (8) 国税、県税及び市税について滞納がないこと。

7. 提出書類

企画提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（任意）
- (3) 見積書及び見積もり内訳（任意）
- (4) 登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 納税証明書（発行後30日以内のもの）

8. 提案書

(1) 基本事項

業務委託仕様書を熟読の上、企画提案書を作成すること。当該プロポーザルは、コンサルティング業務における取り組み方法等について提案を求めるものであり、具体的業務内容、成果品の作成、提出を求めるものではない。具体的作業は、契約締結後に提案書に記載された内容をもとに本市と協議して行う。

- (2) 提案書用紙は、A4長辺とじ両面印刷。但し、A4に入りきれない資料についてはA3Z折とする。
- (3) 提出部数・・・8部（正本1部、副本7部）
- (4) 文字サイズは、11ポイント以上とする。
- (5) 企画提案書の記載事項は、次の章立てで構成する。

①会社概要

②業務実績、過去に福祉関連計画に携わった実績（業務内容についても記載）

③計画策定に関する基本的な考え方（基本的な考え方、業務のポイント）

④令和7年度業務にかかる作業内容について提案

⑤令和8年度業務にかかる作業内容について提案

⑥本業務に係る人員配置

⑦独自の提案

⑧個人情報の保護について

⑨工程表

9. 見積書

見積書には、次の事項を記載すること。

- (1) 令和7年度実施分と令和8年度実施分をそれぞれ作成すること
- (2) 作業項目、作業に係る人数、業務項目ごとの費用
- (3) 見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた総額を記載する

1 0. 提出期間及び提出先等

(1) 参加表明書（様式1）

①提出期限・・・令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）まで
午前9時から午後5時まで

②提出先・・・〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市福祉部 高齢者支援課 介護給付係

③提出方法・・・上記提出先まで郵送とする。（期限内必着）

(2) 企画提案書及び見積書

①提出期限・・・令和7年9月30日（火）
午前9時から午後5時まで

②提出先・・・〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市福祉部 高齢者支援課 介護給付係

② 提出方法・・・上記提出先まで郵送とする。（期限内必着）

1 1. 質問書の受付及び回答

上記10（1）により参加表明書を提出した者が当該プロポーザルについて質問があるときは、令和7年9月18日（木）午後5時15分までに「プロポーザルに関する質問書」（様式2）によりメールで質問すること。

(1) 質問書提出先

宮古島市福祉部 高齢者支援課 介護給付係
E-mail s.yoshiki@city.miyakojima.lg.jp

(2) 質問に対する回答

令和7年9月24日（水）までにメールで行う。

1 2. 提出書類の扱い

提出に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類等や資料等は返却しません。なお、提出された書類等は、宮古島市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがあります。

1 3. 評価方法

提案された企画提案書は、宮古島市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託業者選定委員会（以下、「委員会」という。）が評価する。

評価は、企画提案書、見積書及び企画提案のプレゼンテーションを事前に定めた評価基準に従い実施する。

(1) 評価基準

①基本事項評価

- ア 本市の高齢者を取り巻く環境等の状況把握
- イ 本市の高齢者施策の理解度
- ウ 第10期計画の位置付け及び課題の把握

②企画内容評価

- ア 業務目的及び業務内容の理解度
- イ 高齢者福祉計画との整合性
- ウ 計画策定にあたって必要となる調査の実施・分析

③業務運営評価

- ア 業務の実施体制
- イ 福祉関係計画策定業務の実績
- ウ 工程の計画性、実施手順の妥当性

④価格評価

- ア 見積根拠
- イ 価格設定

(2) プレゼンテーション

企画提案のプレゼンテーションは次の日程で実施する。

- ① 実施日時・・・令和7年10月6日(月)
- ② 場 所・・・宮古島市役所 総合庁舎 2階会議室④
- ③ 実施時間・・・13時30分より1事業者につき30分以内
(事業者説明15分以内、質疑応答15分以内)

14. 事業者の決定

事業者の決定は、市が設置した委員会が行う。方法については、以下のとおりとする。

- (1) 委員会の委員は、評価基準に従い採点を行い、その合計数が最も高かった企画提案をした業者を委託先とする。
- (2) 高得点第1位の業者が複数ある場合は、委員会の協議により決定する。
- (3) 委員会の協議によっても意見の一致をみない場合は、出席委員の多数決により決定する。
- (4) 採決が同数の場合は、委員長が決定するものとする。
なお、審査の結果、委託業者「なし」とする場合もある。

(様式1)

参 加 表 明 書

宮古島市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務プロポーザルに参加を
表明します。

令和 年 月 日

宮古島市長 嘉数 登 殿

提出者

〒
住 所

商号又は名称

代表者

印

担当部署	
氏 名	
電話番号	(内線)
F A X 番号	
E - mail	

(様式2)

プロポーザルに関する質問票

1 質問者【発信日】：令和 年 月 日 ()】

会社名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

2 質問内容

--

※質問内容は簡潔に記載すること。

3 質問に関する回答【回答日】：令和 年 月 日 ()】

--